

水質汚濁に係る京都市環境保全基準の改正について**①「生活環境に係るもの」別表の類型指定の改正について****1 類型見直しの考え方**

環境基準における見直しの考え方を参考にする。

(1) 検討する水域

現在類型指定している全水域について改正を検討。

上位類型の基準を相当期間満足している水域を改正対象とする。

(2) 見直しの考え方

ア 水域類型の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討、その他の項目については必要に応じて考慮。

イ BODの測定値が以下にあてはまる水域について見直しを検討。

- 原則、5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域
- 原則、10年間以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域

2 河川水質を取り巻く状況**(1) 河川水質の現況**

現行の市環境保全基準における水域類型は、平成8年4月に見直したものである。

(※旧京北町の合併による新規指定を除く。)

河川水質は、平成1桁台を中心に水質が改善されている地点が多く、近年は概ね横ばい傾向にある。BOD75%水質値については複数の水域において現行より上位の類型の基準をも満たしている。また、DO及びSSについても全水域においてAA及びA類型の基準をほぼ満たしている。一方、大腸菌群数は基準値を超過している水域も多く、また近年 明らかな減少傾向もみられない。

◆資料 3-2 「BOD75%水質値の経年変化」 参照

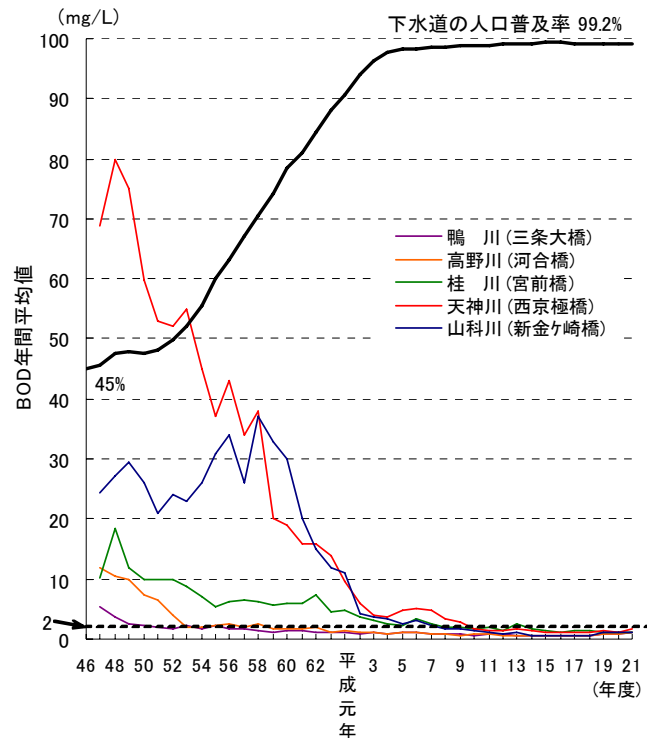
◆資料 3-3 「水質汚濁に係る市保全基準の類型が指定された河川（水域）の水質」 参照

(2) 水質汚濁対策に係る状況

河川水質は、下水道の普及等に伴って改善されてきた。(右図参照)

京都市においては、平安建都1200年に当たる平成6年度には市街化区域の下水道整備を概成し、平成21年度末現在、下水道人口普及率は99.2%である。

現在 市街化調整区域である左京区大原等において下水道整備を進めており、また その他の未整備地域においても合併浄化槽の普及に努めているところである。



3 改正案

別頁 表 参照

(参考) 国の環境基準について (京都府の類型指定改正スケジュール)

平成22年9月13日、京都府環境審議会から京都府知事へ答申済み。

類型指定改正案

	市保全基準				(参考) 環境基準	
河川名	対 象 水 域		類型		水域名	類型 (府改正案)
			現行	改正案		
鴨 川	鴨川上流(1)	高橋から上流	A A	A A	鴨川上流(1)	A
	鴨川上流(2)	高橋から高野川合流点まで	A	A		
	鴨川中流	高野川合流点から勸進橋まで	A	A	鴨川上流(2)	A
	鴨川下流	勸進橋から下流	B	A	鴨川下流	B A
白川	白川	全 域	A	A		
西高瀬川	西高瀬川	全 域	C	C		
高野川	高野川上流	花園川合流点から上流	A A	A A	高野川上流	A A
	高野川下流	花園川合流点から下流	A	A	高野川下流	A
岩倉川	岩倉川	全 域	A	A		
桂 川	桂川上流	渡月橋から上流	A	A	桂川上流	A
	桂川中流	渡月橋から天神川合流点まで	B	A	桂川下流(1)	B A
	桂川下流	天神川合流点から宇治川合流点まで	B	A	桂川下流(2)	B A
弓削川	弓削川	全 域	A	A	弓削川	A
新川	新川	全 域	C	A		
有栖川	有栖川	全 域	B	A	有栖川	B A
天神川	天神川上流	御室川合流点から上流	A	A	天神川	B A
	天神川下流	御室川合流点から下流	B	A		
御室川	御室川	全 域	A	A		
清滝川	清滝川	桂川合流点から上流	A A	A A	清滝川	A A
小畑川	小畑川上流	京都市と長岡京市の境界から上流	A	A	小畑川上流	C A
宇治川	宇治川上流	山科川合流点から上流	A	A	宇治川(1)	A
	宇治川下流	山科川合流点から三川合流点まで	B	A	宇治川(2)	B
旧安祥寺川	旧安祥寺川	全 域	A	A		
山科川	山科川上流	旧安祥寺川合流点から上流	A	A		
	山科川下流	旧安祥寺川合流点から下流	C	C		
東高瀬川	東高瀬川	全 域	B	A		

※環境基準については、現在京都府で検討されている改正内容を反映させている。